年　　月　　日

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

**１．佐賀市水道事業管理者が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）**

|  |  |
| --- | --- |
| 直近の受講年月日 | 年　　月　　日　　・　　未受講 |
| 未受講の場合その理由（非公表） |  |
| 受講実績の公表可否 | 可　　　・　　　不可 |

**２．指定給水装置工事事業者の業務内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日、営業時間 |  |
| 休業日 |  |
| 上記の公表可否 | 　　　　　　　　　　可　　・　　不可 |
| 対応可能な工事 | 新規 | 工事対応の可否 | 配水管からの分岐　～　水道メーター　（　可　・　不可　） |
| 水道メーター　　　～　宅内給水装置　（　可　・　不可　） |
| 改造 | 工事対応の可否 | 配水管からの分岐　～　水道メーター　（　可　・　不可　） |
| 水道メーター　　　～　宅内給水装置　（　可　・　不可　） |
| 上記内容の公表可否 | 　　　　　　　　　　可　　・　　不可 |
| 修繕 | 漏水修繕対応の可否 | 可　　・　　不可 |
| 修繕対応時間 | 　　　　：　　　　～　　　　：　　　　まで |
| 工事対応の可否 | 屋内給水装置の修繕（　可　・　不可　） |
| 埋設部の修繕　　　（　可　・　不可　） |
| 上記内容の公表可否 | 可　　・　　不可 |
| その他 |  |
| 上記内容の公表可否 | 可　　・　　不可 |

・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

・業務内容に変更が生じた場合は、速やかに佐賀市上下水道局に届け出るようお願いします。

**３．給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）**

**水道法施行規則　第３６条**

　法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます。） | 可　・　不可 |

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

・自社内研修については、研修内容を記載してください。

・受講者名は、公表の対象ではありません。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

**４．過去１年以内の給水装置工事に主に従事して適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況**

**水道法施行規則　第３６条**

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を実施する場合において、当該配水管及び他の地下構造物に変形、破損、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

* **「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・穿孔・給水管の接合、いずれの経験も有しているか（〇×を記入） | 資格等を有しているか（〇×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表可否（公表にはホームページ等への掲載を含みます。） | 可・不可 |

・以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

　①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

　②職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第４４条に規定する配管技能士

　③職業能力開発促進法第２４条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

　④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能の習得に係る講習の課程修了者

　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

・保有している資格については、資格を証明する書類の写しを添付してください。

・技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

・配水管からの工事を施行しない場合は、上記のチェック欄にチェックをしてください。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。